

組合会等における参考資料 (保険証廃止に向けた取組み等について)



保険証廃止に向けた事務の検討状況（1 / 3）

「資格確認書」の発行

【目的】

マイナ保険証による資格確認ができない場合の代替措置として、必要とする方に対して発行します。

【対象者】

- ・マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードは取得しているが健康保険証利用登録をしていない方 等
- ・マイナ保険証を取得していても諸事情で必要とする方（施設や介助者に預ける場合など）

【送付方法】

現在の保険証と同様に、事業主経由で交付させていただきます。

任意継続被保険者は組合から直接本人へ送付します。

※資格確認書の交付の申し出方法は、P4に記載しています。

○資格確認書の形状・記載事項

①	サイズ	縦54mm 横86mm
②	材質	プラスチックカード
③	色	現行と変える予定
④	記載事項	別紙参照
⑤	有効期限	令和11年12月1日（5年間）

※今後、国から資格確認書に関する詳細が示される予定であるため、申請方法等の詳細は別途ご案内いたします。

保険証廃止に向けた事務の検討状況（2 / 3）

「資格情報のお知らせ」の送付 個人番号下4桁あり（スケジュールの「Ⅰ」により交付）

【目的】

国の方針に基づき、マイナンバーの総点検を経て加入者の情報が正確に登録されていることをご本人にお伝えすることにより、全ての方に安心してマイナ保険証を利用いただくことを目的として送付します。この通知は **1度限り**行います。

【対象者】

令和6年10月（詳細な日付は未定）時点における全ての加入者。

【送付方法】

国の方針に基づき、原則、事業主経由で送付させていただきます。

「資格情報のお知らせ」の送付 個人番号下4桁なし（スケジュールの「Ⅱ、Ⅲ」により交付）

【目的】

国の方針に基づき、加入者に対して記号・番号のほか、組合に登録された情報をお知らせすることを目的として送付します。

【対象者】

- ・令和6年12月2日以降の新規加入者（資格確認書を交付する方を除く）
- ・令和6年10月（「Ⅰ」の対象者の日付）から令和6年12月1日までの新規加入者

【送付方法】

国の方針に基づき、被保険者分と被扶養者分を合わせて、事業主経由で送付させていただきます。
任意継続被保険者など、一部の方には組合から直接本人へ送付します。

保険証廃止に向けた事務の検討状況（3 / 3）

○スケジュール

	令和6年			令和7年				令和8年
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月~
保険証	<p><12月1日以前の加入者> 令和6年12月1日以前に交付した保険証は、令和7年12月1日まで使用可。</p>							
資格確認書	<p><12月1日以前の加入者> マイナ保険証有していない方が保険証を紛失した場合は申請により交付</p> <p><12月2日以降の加入者> 資格取得届や被扶養者異動届に資格確認書の交付希望欄を設け、資格確認書の交付を希望する者に対して、新規加入時に交付。加入後、職権交付事由に該当した場合は職権交付。</p>							
資格情報のお知らせ	<p>I <12月1日以前の加入者> 令和6年10月までに交付を予定。個人番号下4桁も併せて送付。</p> <p>II ※個人番号下4桁送付後の加入者</p> <p>III <12月2日以降の加入者> 新規加入時に加入者へ交付。個人番号下4桁の記載はなし。</p>							

※個人番号下4桁を含む資格情報の対象者を抽出した日から、令和6年12月2日までに加入した者については、令和6年12月2日以降に個人番号下4桁を含まない資格情報のお知らせを送付する。（ただし、保険者判断により12月2日より前に交付も可能です。）

資格確認書および資格情報のお知らせにかかる電子的な交付等は現在、国が調整中のため詳細が示され次第おしらせいたします。
また、上記のほか、被保険者証の廃止に伴い、組合規程の新設・変更・廃止が必要となります。

事業主の皆さまへのお願い

① 資格取得届・被扶養者異動届の速やかな届出

⇒届出をもとに組合が個人番号等の情報を登録するまでの間は、マイナ保険証は使えません。

- ・個人番号を必ず記入し、事実発生から5日以内に届出してください。
- ・入社日前であっても届出が可能です。

② マイナ保険証の利用促進

⇒当組合の4月のマイナ保険証利用率は約6%です。(マイナ保険証登録率は63%)

- ・資格確認書の発行が多いと、事業主の皆さまにも事務負担が生じます。
- ・今からマイナ保険証を利用していただければ、資格確認書の発行は減らせます。
- ・積極的な利用勧奨にご協力をお願いします。

【参考】都道府県別マイナ保険証利用率（令和6年3月分）

北海道	7.18%	石川県	8.48%	岡山県	5.61%
青森県	5.80%	福井県	7.71%	広島県	5.70%
岩手県	8.69%	山梨県	4.38%	山口県	6.53%
宮城県	7.51%	長野県	4.99%	徳島県	5.14%
秋田県	6.51%	岐阜県	5.59%	香川県	5.29%
山形県	8.40%	静岡県	6.20%	愛媛県	5.14%
福島県	7.42%	愛知県	4.72%	高知県	6.20%
茨城県	7.14%	三重県	6.45%	福岡県	6.09%
栃木県	5.58%	滋賀県	5.28%	佐賀県	7.95%
群馬県	5.85%	京都府	5.16%	長崎県	6.84%
埼玉県	5.45%	大阪府	5.33%	熊本県	8.18%
千葉県	7.02%	兵庫県	4.68%	大分県	7.37%
東京都	5.67%	奈良県	4.62%	宮崎県	5.63%
神奈川県	5.81%	和歌山県	5.48%	鹿児島県	13.13%
新潟県	7.46%	鳥取県	7.41%	沖縄県	3.23%
富山県	6.83%	島根県	7.95%	全県平均	5.64%

※上記のデータは、厚労省から提供されたデータを基に健保連にて作成。

支部・特退も1保険者としてカウントし、都道府県は保険者番号を用いて集計。

なお、被用者保険・地域保険の保険者ごとのマイナ保険証利用率は、デジタルPMOに月次の利用率データが掲載予定とされています。（令和6年6月以降）

⑤ 記載事項について

資格確認書の記載事項は、必須記載事項と任意記載事項に区分に分類されます。

必須記載事項・・・医療機関等における被保険者等資格の確認に必要な項目

- ・ 氏名、性別（※1）
- ・ 生年月日
- ・ 被保険者記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名・保険者所在地
- ・ 資格取得年月日、交付年月日
- ・ 負担割合及び発効期日（70歳以上の被保険者のみ）（※2）
- ・ 有効期限
- ・ 住所（裏面に自署可能な欄を設ける）
- ・ 被保険者氏名（被扶養者のみ）

（※1）性同一性障害の方等に配慮するため、記載方法については、現行の保険証と同様、柔軟な対応を可能とする。

（※2）高齢受給者証を別途交付することも可能とし、その場合は記載不要。